

飯道神社本殿の修理事業

信楽町宮町にある飯道神社本殿(国指定重要文化財)は、平成27年度から2年計画で保存修理事業が行われています。

飯道神社は飯道山上近くに建ち、飯道山を神体化した信仰から始まったと考えられます。山岳信仰の霊地として崇敬を受け、神仏習合により、かつて同じ境内に存在した飯道寺とともに修験道の拠点として繁栄していました。

当社本殿は、高欄擬宝珠の刻銘から慶安二年(一六四九)に建立されたことが明らかです。檜皮葺屋根の入母屋造で、正面に千鳥破風、軒唐破風、また正面と側面に裳階が付いた装飾性にとんだ華やかな意匠が特徴で、当時の隆盛を今に伝えています。

今回の修理では、屋根檜皮葺が耐用年限に達していることから、屋根全面を葺き替え、また塗装の退色と剥落が進んでいるため、主に外部の塗装の塗り直しを行っています。

文化財修理では、使用できる部材は極力残して行います。これは後世に文化財の価値を継承するための独特の修理方法で、あわせて伝統的な技術も継承されています。

檜皮葺の方法は、職人さんたちが屋根の横一列に並んで作業し、檜皮をずらしながら重ね、竹釘で固定します。場所によって葺き方が異なり、熟練された技術が要求されます。檜皮葺職人の技術はもちろんですが、檜皮や竹釘を作るのにもたいへんな手間と時間がかかります。地域の方が大切に守ってきた文化財は、このような多くの職人さんによつて新たな息吹が与えられます。

文化財修理は、地域住民と行政、技術者がともに力を合わせて先人から受け継いだ貴重な文化財を後世に伝えていく作業といえるでしょう。

修理事業は本年十二月末に完了予定となっています。伝統の技で見事に生まれ変わった本殿に出会えるのを楽しみに、今しばらくお待ちください。



▲文化財修理には多くの職人さんの伝統的な技術が使われています。

歴史文化財課
TEL 86-80226 / FAX 86-82216



もっとゆたかに ~人権を学ぶことの大切さ~

人権を学ぶことの大切さについて、考えてみましょう。

まどみちおさんの詩に、右のようなものがあります。

この「ぼくがここに」は、「ここにいること」の意味の重要性に気づかせてくれます。人権の学びは人としての生き方の学びであり、全ての人々の幸せを実現していくものです。

まどみちおさんの気づきに、私たちがどれだけ気づけていけるのか、そして、その気づきを、いかに全ての人々の幸せにつながる行動に移しているか、私たちの学びには確かな目標と希望があります。

家庭や地域、学校・園や職場など身近な場所や機会を通して、人権の学びを深めることが大切です。

ぼくがここに

まどみちお

ぼくが ここに いるとき
ほかの どんなものも
ぼくに かさなつて
ここに いることは できない
もしも ゾウが ここにいるとき
そのゾウだけ
マメが いるならば
その一つの マメだけしか
ここに いることは できない
ああ このちきゅうの うえでは
こんな に だいに
まもられているのだ
どんなものが どんどこころに
いるときも
その「いること」こそが
なににもまして
すばらしいこととして

担当
人権推進課 人権教育室 TEL 70-0022 / FAX 70-3016

甲賀消防がの おしらせ



『6月第2週は』

危険物安全週間

広く市民の皆さんに危険物災害の防止と危険物の貯蔵・取り扱いの安全を呼びかけるため危険物安全週間を実施します。

- 危険物は、
 - 火災が起りやすい
 - 火災が拡大しやすい
 - 消火が難しい
- このようにこの危険性を
持つのも。

暑さが日ごとに増してくるこの時期は、草刈機の燃料となる混合油の使用や、レジャー目的でガソリンなどが入った携行缶を用いる機会が多くなります。同週間を機会に「保管場所は、日光の直射を避ける」「取り扱う際は、十分な換気を行う」「付近で火気の使用がないか確認する」これらの注意点を気を付け、危険物の安全について、考えてみましょう。

平成28年甲賀消防管内における各種災害の発生件数 (4月末現在)

	火災	救急	救助	その他
甲賀市	28	1148	21	81
前年比	+11	+24	▲4	+38

甲賀広域行政組合消防本部 予防課
TEL 63-79930 / FAX 63-79940
組合ホームページ
http://www.koka-koiki.jp



「広報あいこうか」が
ホームページでもご覧いただけます

甲賀市ホームページ <http://www.city.koka.lg.jp/>
甲賀市facebook ページ <http://www.facebook.com/city.koka>

